

一般財団法人NHK財団
共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する
助成事業運営委員会規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 委員会の構成（第5条－第9条）
- 第3章 委員会の権限及び審査（第10条－第12条）
- 第4章 会議（第13条－第19条）
- 第5章 事務局（第20条）
- 第6章 補則（第21条－第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人NHK財団（以下「当法人」という。）が日本放送協会と締結する出捐契約書に基づき実施する共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等助成事業（以下「助成事業」という。）に関し、当法人に設置される運営委員会（以下「委員会」という。）についてその任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において用いる用語の定義は、この規程において定めるもののほか、共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業実施規程（以下「助成事業実施規程」という。）の定めるところによる。

（運営委員会の位置づけ）

第3条 委員会は、当法人が実施する助成事業に関し、申請事業者からの申請内容等審査その他の事項を所掌する会議体として、当法人に設置される。

2 委員会は、公平性、公正性及び透明性を担保するための独立した審査機関であり、理事長の諮問に応じ、合議の結果を理事長に答申する。

3 理事長は、前項の運営委員会による報告を理事会に上程し、その承認を得て、助成金の交付を決定する。

（関係規程との関係）

第4条 委員会は、助成事業実施規程の定めるところにより、申請事業者からの申請内容等に対する審査、助成金交付の選考案の審査その他の所掌事項を行うことを任務とする。

- 2 この規程に定めのない事項については、共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業基金設置・運用規程及び助成事業実施規程の定めるところによる。

第2章 委員会の構成

（委員の構成）

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、助成事業に関して優れた知見と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持することができる者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する委員4名以上6名以内をもって構成する。

（1）有識者

（2）民間放送事業者から推薦された者

（3）日本放送協会から推薦された者

2 前項第2号及び第3号に該当する委員の数は、それぞれ1名とする。

3 第1項第3号に該当する委員の数は、委員の総数の3分の1未満でなければならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、委嘱後、原則2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（委員の辞任・解任）

第7条 委員は、任期中においても当法人に対し辞任を申し出て、理事長がこれを認めたときは、辞任することができる。

2 委員が次の各号に該当するときは、委員の2分の1以上の議決の上、当法人がこれを解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（2）職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

3 委員が死亡又は辞任し、若しくは解任されたときは、当法人は、これを補充しなければならない。ただし、当該委員を除く委員の人数が第5条第1項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

4 委員は、辞任又は任務満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、当該委員を除く委員の人数が第5条第1項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の報酬)

第9条 運営委員の報酬については、支給の要領を別途定める。また、当法人は、運営委員に対し、基金財産から調査費、交通費等その任務を遂行する上において必要な費用を支払うことができる。

2 前項の支給の要領を変更する必要がある場合、第20条に定める運営委員会事務局の長が変更案をとりまとめ、理事長に提案し、理事長が決定する。

第3章 委員会の権限及び審査

(所掌事項)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 助成事業について、実施要領で定める評価基準を変更する必要がある場合、変更案を策定し、理事長に提案すること

(2) 申請事業者からの助成金交付申請を審査し、その結果を理事長に報告すること

(3) 必要があると認めるときは、助成事業を監査すること

(4) その他、助成事業実施規程及び関連実施要領に基づき判断を要する事項について、理事長が必要と認める事項

(審査の基本原則)

第11条 委員会は、前条第2号の審査にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 明示された基準に基づき公平に判断すること

(2) 特定の事業者の利益誘導とならないこと

(3) 審査過程及び判断理由が後から検証可能であること

(利害関係者の排除)

第12条 委員が審査の対象となる案件について直接の利害関係を有する場合は、当該委員は、当該案件の議決に加わることができない。

2 前項における直接の利害関係を有する場合とは、委員の属する事業者が当該審査の対象となる場合のことをいい、子会社、関連事業者に該当する場合は、この限りではない。

3 第1項に該当するか否かの判断は、委員長が行う。

第4章 会議

(開催)

第13条 委員会は、定例又は必要に応じて開催するものとし、助成事業の円滑な実施に支障を生じない頻度で行う。

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、各委員がこれを招集することができる。

- 2 委員会を招集しようとするときは、委員に対し、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、日時、場所、議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会は、出席者が一堂に会するのと同等に相互に十分議論できる環境であれば、Web会議システム等を利用する方法により開催することができる。

(出席者等)

第15条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求め、その意見、説明等を徴することができる。

(議長)

第16条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、委員長が欠席したとき又は委員長が欠けたときは、出席した委員の中から互選された者がこれに当たる。

(委員会開催の事務)

第17条 委員会の開催等に必要な事務は、運営委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(議決)

第18条 委員会の議決は、議決について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

(議事録)

第19条 委員会の議事については、議事録を作成し、審査の経過、決定の要旨その他議事の経過を明らかにするために必要な事項を記載又は記録するものとする。

- 2 議事録は、当法人において適切に保存する。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 委員会の事務を補佐するため、事務局を置く。

2 事務局には、運営委員会の職務執行を補佐するのに必要な専門的知識及び能力を有する職員を適切な員数で配置する。

3 事務局の職員（以下「事務局員」という。）は、運営委員会の命を受けて、その職務執行に資する業務に従事する。

第6章 補則

(守秘義務)

第21条 委員及び事務局員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第22条 この規程を改廃する場合は、事務局長が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(細則)

第23条 本規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2026年7月24日から施行する。